

令和 2 年第 1 回定例組合議会（令和 2 年 3 月 26 日）

入間東部地区事務組合議会会議録

入間東部地区事務組合議会

令和２年第１回入間東部地区事務組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
議事日程（３月２６日）	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
開会及び開議の宣告（午前１０時００分）	5
◎議会運営委員長の報告	5
日程第１ 会議録署名議員の指名	6
日程第２ 会期の決定	6
◎出席説明員の報告	7
日程第３ 管理者挨拶	7
日程第４ 議案審議	11
◎第１号議案 専決処分の承認を求めることについて	11
◎第２号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第３号）	11
◎第３号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例	11
◎第４号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例	11
◎第５号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例 の一部を改正する条例	12
◎第６号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12
◎第７号議案 令和２年度入間東部地区事務組合一般会計予算	12
◎第８号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結に ついて	12
日程第５ 委員会提出議案審議	36
◎委第１号議案 管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することについて	36
日程第６ 閉会中の継続調査の申出（議会運営委員会）	37
◎管理者挨拶	38

閉会の宣告（午前 1 1 時 4 5 分） 3 8

署 名 3 9

入間東部地区事務組合告示第 2 号

令和 2 年第 1 回入間東部地区事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 3 月 1 3 日

入間東部地区事務組合管理者 星 野 光 弘

- 1 期日 令和 2 年 3 月 2 6 日（木）午前 1 0 時
- 2 場所 入間東部地区事務組合大講堂（4 階）

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	加賀奈々恵	議員	２番	深瀬優子	議員
３番	鈴木啓太郎	議員	４番	伊藤美枝子	議員
５番	細谷光弘	議員	６番	小松伸介	議員
７番	川畑勝弘	議員	８番	尾崎孝好	議員
９番	大築守	議員	１０番	小高時男	議員
１１番	鈴木淳	議員	１２番	久保健二	議員
１３番	斉藤隆浩	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	本名洋	議員			

不応招議員（なし）

令和２年第１回入間東部地区事務組合議会定例会議事日程

令和２年３月２６日（木）

午前１０時 開 会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 管理者挨拶

日程第 ４ 議案審議

第 １号議案 専決処分の承認を求めることについて

第 ２号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第３号）

第 ３号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

第 ４号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 ５号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第 ６号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 ７号議案 令和２年度入間東部地区事務組合一般会計予算

第 ８号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結について

日程第 ５ 委員会提出議案審議

委第１号議案 管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することについて

日程第 ６ 閉会中の継続調査の申出について

閉 会
議会議長

△出席議員（１５名）

１番	加賀奈々恵	議員	２番	深瀬優子	議員
３番	鈴木啓太郎	議員	４番	伊藤美枝子	議員
５番	細谷光弘	議員	６番	小松伸介	議員
７番	川畑勝弘	議員	８番	尾崎孝好	議員
９番	大築守	議員	１０番	小高時男	議員
１１番	鈴木淳	議員	１２番	久保健二	議員
１３番	斉藤隆浩	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	本名洋	議員			

△欠席議員 な し

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

金子進之介	書記長	森山祥一	事務職員
三村友美	事務職員		

△地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

星野光弘	管理者	林伊佐雄	副管理者
高畑博	副管理者	鈴木克史	会計管理者
渋谷久	事務局長	高橋映治	総務課長
玉田幸三	消防長	木村誠	次長兼 予防課長
大野一郎	消防総務課長	生井重雄	警防課長
秦義雄	救急課長	吉澤政儀	指揮統制課長
坂寄節夫	西消防署長	内田剛久	東消防署長

.....
○**齊藤隆浩議長** 皆さん、おはようございます。令和2年第1回入間東部地区事務組合定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

各市町でも新型コロナウイルスの関係で日程変更も若干あったと思いますが、無事閉会できたことをよかったと思っております。

また、3月でございます。組合職員、そして消防団員の皆様、ご活躍願いましたことに心から感謝申し上げ、また4月に入ってくる皆様に期待するところでございます。よろしくお願いいたします。

開会前にご報告いたします。

議案配付の際、令和元年度下期組合行政執行状況報告書及び令和元年入間東部地区事務組合消防力等の現況を配付いたしましたので、御覧いただきますようお願いいたします。

.....

△開会及び開議の宣告（午前10時00分）

○**齊藤隆浩議長** ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和2年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

.....

◎議会運営委員長の報告

○**齊藤隆浩議長** 議会運営委員会の報告を求めます。

川畑委員長。

○**川畑勝弘議会運営委員長** おはようございます。本日9時より議会運営委員会を開催し、本定例会における議事運営について協議をいたしましたので報告をいたします。

提出議案につきましては、初めに管理者提出議案として、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）、入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算及び入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結についての8件でございます。

次に、委員会提出議案として、管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することについて1件でございます。

次に、資料要求書の提出及び一般質問の通告はなかったことを確認をいたしました。

また、閉会中における継続審査の件につきまして、議長宛てに申出を行うことに決定をいたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議をいたしました結果、本日１日とすることに決定をいたしました。

次に、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定をいたしましたので、お手数ですが、議事日程（案）の案を二重線等で消していただきたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応につきまして２点報告がございます。１点目は、議会傍聴の自粛要請についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、構成市町議会の対応を参考に議長と協議をした結果、３月１３日付で組合ホームページにおいて議会傍聴自粛要請を掲載・周知させていただきましたので、ご了承願います。

２点目は、表彰条例に基づく表彰式の中止についてでございます。例年、３月の第１回定例会前に、議場にて功労表彰者及び善行表彰者に対する表彰式を挙行しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今回は表彰式を中止する旨執行部から報告を受けましたので、ご了承願います。

以上、本定例会の運営が円滑に行われますよう、皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。報告といたします。

○ 斉藤隆浩議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○ 斉藤隆浩議長 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、８番・尾崎孝好議員、９番・大築守議員を指名いたします。

△日程第２ 会期の決定

○ 斉藤隆浩議長 日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎出席説明員の報告

○齊藤隆浩議長 地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付しております説明員一覧表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。

△日程第3 管理者挨拶

○齊藤隆浩議長 日程第3，管理者挨拶を行います。

星野管理者。

○星野光弘管理者 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中国武漢市におきまして、昨年12月に新型コロナウイルスによる肺炎の発生が複数報告されて以降、世界各国で患者の発生が報告されております。日本においても、各地に感染が広がりを見せており、大型イベントの中止要請をはじめ、感染拡大による北海道の緊急事態宣言、さらには全国全ての小・中・高校及び特別支援学校において、春休みまで臨時休校とする要請など、感染拡大のリスクを下げるために様々な対策が講じられている状況でございます。

そうした状況の中で、組合におきましても、感染拡大を防止するため、浄化センターのテニスコートの貸出し中止や防災館の休館などの対応を図ってまいりました。

感染者の中には医療従事者も含まれていることや、大型クルーズ船からの患者搬送に当たった救急隊員にも感染が確認されたことから、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の救急出場に当たっては、通常の感染防護衣や手袋に加え、ゴーグルや高性能マスクの装着など、万全の装備により現場活動に当たってまいります。

続きまして、今回ご審議をいただきます諸議案に先立ちまして、組合の現況と令和2年度におけます施策の概要を申し上げ、議員皆様方のご理解を賜りたいと存じます。

それではまず、管内の災害状況並びにこれに対応する消防活動実績につきまして申し上げます。令和元年度中の当管内の火災発生件数は51件となり、前年比では10件減少し、損害額につきましては7,852万8,000円となり、前年比では1,624万6,000円の減額となっております。

次に、救急業務についてでございますが、人口の増加や高齢化の進展により救急需要は年

々増加の傾向にあります。令和元年度中におきましては、前年の件数を上回り、救急出場件数は、川越市への2件の応援出場を含め1万2,446件に上り、前年比では377件の増加となっております。また、搬送人員につきましても1万970人に上り、前年比で514人の増加となり、いずれも過去最高を記録しております。救急車の出場件数に換算すると、1日当たり約34件、搬送人員は約30人となります。

次に、救助業務につきましては、令和元年度中の救助出場件数は188件でございました。内容といたしましては、火災や交通事故、建物や機械による救助事案に出場し、69人の方を救助しております。

続きまして、救急支援出場につきましては、幹線道路で発生した交通事故現場における救急活動の安全管理や心肺停止状態の傷病者の搬送を適切に行うため、消防車と救急車が一緒に出動し、連携して活動を行っております。令和元年度中の救急支援活動は1,113件で、前年比では11件の増加でございました。

また、埼玉県ドクターヘリコプターの当組合における、令和元年度中の要請は40件で、前年比では23件の減少でございました。これらの諸活動の状況、実績を踏まえ、消防活動の当面の課題と主な施策について、順次申し上げます。

まず、消防活動の基本体制として、近年、猛威を振るう集中豪雨や台風、地震などの自然災害を含めた大規模災害に対応するため、今後、より一層、消防職員と消防団員が協力して、管内住民の安心安全の確保を図ってまいります。

次に、常備消防関係事業の取組についてでございます。富士見分署移転建設工事につきましては、本年1月に庁舎建設工事に係る一般競争入札を実施し、富士見市に営業所のある斎藤工業株式会社と仮契約を取り交わしたところでございます。今後におきましては、組合議会のご理解を賜りながら、令和3年3月の竣工に向け、構成市町の関係部局と連携を図り、着実に事業を進めてまいります。

また、納入から15年が経過する東消防署に配備の消防ポンプ自動車を更新いたします。更新に当たっては、狹隘箇所での活躍が期待されるコンパクトサイズの最新鋭の車両とすることで、消防力の強化を図ってまいります。

続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックへの対応につきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けまして、安倍首相と国際オリンピック委員会のバッハ会長との間で、来年夏まで開催を延期することで合意したという報道がありました。当組合におきましても、係る事態を注視しながら延期後における対応に努めてまいります。

現時点で予定している内容としましては、東京2020オリンピック競技大会消防・救急体制整備に関する応援協定に基づき、川越市で行われるゴルフ競技及び朝霞市で行われる射撃競技の開催期間中、管内の警備体制のほか、応援要請により、直ちに競技会場に出場できる体

制を整え、緊急事態に備えてまいります。開催期間中は、テロ災害や様々なウイルスによる感染症への警戒も必要となりますことから、あらゆる災害を想定し、準備を進めてまいります。

次に、警防業務については、複雑多様化する各種災害に対応するため、隊員の育成が大変重要な課題となっております。各所属における教育訓練をはじめ、埼玉県消防学校におきましては、警防科、実火災訓練教育及び警防活動教育などの専門教育を通じて、知識と技術の習得に努めてまいります。

続きまして、救助業務の取組についてでございます。昨年の台風15号及び19号における災害をはじめとして、管内住民の皆様から消防の人命救助に寄せる期待は大変大きいものがございます。しかしながら、複雑化する救助活動は、厳しい環境のもと長時間にわたる活動も少なくありません。このような中、救助隊員の育成につきましては、東消防署消防訓練場におきまして、救助隊員資格認定教育訓練を行い、資機材の取扱いや技術の伝承を行うほか、埼玉県消防学校救助科への入校により、育成を図っております。

また、救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて模範となる消防救助隊員を育成するため、消防救助技術指導会に出場いたします。地区指導会等を勝ち抜き、最終目標といたします全国大会が福岡県北九州市におきまして、10月24日に開催される予定でございます。住民の期待に応えるべく、さらなる救助技術の向上を図ってまいります。

続きまして、救急業務の取組についてでございます。救急出場件数は昨年に続いて増加し、事故種別の出場件数は急病が最も多く、昨年より341件増加の8,163件となり、全出場件数の65.6%を占めております。このような中、増加する救急件数に対応するため、今年度増車分として購入した高規格救急自動車の運用開始により、令和2年度は、救急車8台体制としてまいります。また、車両の更新につきましては、三芳分署並びに東消防署の高規格救急自動車2台の老朽化に伴い、最新の車両と資機材に更新してまいります。

次に、救急隊員の養成につきましては、隊員の資格取得のため、年3回開催される埼玉県消防学校救急科への入校を例年より3名増員し、合計12名の職員の資格取得を目指してまいります。また、救急救命士を養成するため、救急救命士埼玉県養成所へ救急隊員1名を入校させ、国家資格の取得を目指してまいります。

その他、現役救急救命士の技術や知識の強化を図るため、埼玉医科大学総合医療センターをはじめ、イムス富士見総合病院及びイムス三芳総合病院において、教育研修に取り組んでまいります。

続きまして、応急手当の普及啓発活動につきましては、応急手当講習や救命講習を定期的で開催するとともに、正しい救急知識や救命技術を習得していただくため、当組合のホームページや構成市町の広報紙などで広く広報を行い、応急手当の普及啓発活動に努めてまいり

ます。

次に、火災予防業務の取組についてでございます。平成30年4月1日より違反対象物公表制度が開始されました。この制度は、屋内消火栓設備、スプリンクラーの設備、または自動火災報知設備の未設置といった重大な消防法令違反のある建物の危険性に関する情報を組合のホームページで公表するものでございます。この公表制度が開始されてから、4件の公表を実施いたしました。このうち3件につきましては、重大な違反が是正され、公表は解除されております。現在は1件の公表が継続中でございますが、建物関係者との間で是正に向けた調整を行っているところでございます。

このように、建物関係者による防火安全体制の確立が図られることは、火災の予防に大きく貢献しており、一定の効果を実感しているところでございます。今後につきましても、この公表制度を活用し、対象物を利用される皆様が安心して利用できるよう努めてまいります。

続きまして、次世代の予防査察員の育成といたしまして、高度な知識・技術の習得を図り、消防法令違反に対する違反処理等の対応を行うため、職員の研修を定期に行ってまいります。

次に、毎年開催しております「自衛消防隊消防操法競技大会」につきましても、定着した事業所に加えまして、屋内消火栓設備を有する多くの事業所に出場を呼びかけ、防火管理体制の確立を働きかけてまいります。

続きまして、「住宅用火災警報器」の設置につきましても、設置促進事業を継続的に実施しているところでございますが、管内の設置率は63%と、全ての住宅への設置には至っておりません。今後におきましても、春・秋の火災予防運動及び各種訓練会場等で設置に関する呼びかけを行うとともに、設置された住宅に対しましては、適切な維持管理を行うよう、情報提供を行ってまいります。

続きまして、職員の人材育成につきましても、新規採用職員から課長級職員まで、階層ごとにその職務遂行に必要な知識の習得や能力開発、意識改革を目指し、彩の国さいたま人づくり広域連合が主催する職員研修への派遣を行い、特に新規採用から5年間を研修強化期間と位置づけて、早期の能力開発のため、重点的に研修を実施してまいります。

続きまして、非常備消防業務の取組についてでございます。消防団の装備強化といたしまして、災害救助艇ポーターボートを購入するほか、救命胴衣や保護メガネ等の個人装備品の購入を進めてまいります。

また、消防団員の育成といたしまして、埼玉県消防学校の基礎教育課程や初級幹部科等に入校させることで、知識と技術の習得に努めてまいります。さらに、消防職員との連携を強化するため、合同訓練を実施してまいります。

次に、衛生行政の取組についてでございます。

初めに、浄化センターの処理状況でございますが、処理量は公共下水道の普及により減少

傾向が続いております。また、浄化センターから排出される処理水の水質につきましては、様々な水質改善策の実施によりまして、安定して推移しているところでございます。

次に、浄化センター敷地の一部を活用して建設が進むバイオガス施設につきましては、本年9月の稼働に向け、順調に工事が進んでいると事業者より報告を受けているところでございます。今後におきましては、浄化センターとバイオガス施設の連携により、さらなる公衆衛生の向上と循環型社会の実現を目指してまいります。

なお、バイオガス事業者と締結した用水供給契約に基づき、処理水の水質が万が一悪化した場合の代替措置として、地下水を供給すべく各種手続を進めてまいりましたが、地下水採取に係る許可権者である埼玉県より、過日、バイオガス施設への地下水供給は、使用用途の問題から許可できない旨の見解が示されました。このことから、現在、地下水の代替措置として、水道水を供給する方向で再検討を進めておりますので、議員の皆様には、対応策が固まり次第、改めてご報告をさせていただきます。

続きまして、しののめの里の利用状況でございます。昨年4月から今年の2月末日までの火葬件数は3,056件と、昨年度の同時期と比べ131件の増加となっており、火葬件数は年々増加傾向にございます。このことから、令和2年度からは、1日当たりの火葬件数を13件から14件に増やすことで、利用者様のニーズに応えてまいります。

また、本年6月、供用開始から12年を迎え、各種設備類の老朽化が進行していることから、令和2年度におきましては、例年行っている火葬炉修繕に加え、中央監視装置を更新するなど、計画的に修繕を実施することで施設の延命を図ってまいります。

以上、組合の現況と令和2年度における施策の概要を述べさせていただきました。今後におきましても、地域の安心安全と快適な生活環境を目指し、組合職員一丸となって各種施策に取り組むとともに、構成市町との連携強化につきましても、主管課長会議等を通じまして、消防・衛生行政の円滑な運営とその推進を図ってまいります。

本定例会に執行部から提案しております案件は、令和2年度一般会計予算をはじめ全部で8議案となっております。議員の皆様におかれましては、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

△日程第4 議案審議

◎第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

◎第2号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）

◎第3号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

◎第4号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例

◎第5号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

◎第6号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎第7号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算

◎第8号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結について

○齊藤隆浩議長 日程第4，議案審議を行います。

これより本定例会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○金子進之介書記長 （議案名朗読）

○齊藤隆浩議長 以上，議案8件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

星野管理者。

○星野光弘管理者 それでは，本定例会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに，第1号議案 専決処分の承認を求めることについてでございますが，令和元年6月27日議決の財産の取得について，取得予定期限を変更する必要が生じたため専決処分したので，地方自治法第179条第3項の規定により，この案を提出するものでございます。

次に，第2号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）でございますが，歳入歳出予算及び繰越明許費を補正する必要が生じたので，地方自治法第96条第1項第2号の規定により，提出するものでございます。

次に，第3号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございますが，地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い，条文を整理するため，入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正したいので，地方自治法第96条第1項第1号の規定により，この案を提出するものでございます。

次に，第4号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，組合議会議員の期末手当について改定するため，入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので，地方自治法第96条第1項第1号の規定により，この案を提出するものでございます。

次に，第5号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが，管理者及び副管理者の期末手当について改定するため，入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正したいので，地方自治法第96条第1項第1号の規定により，この案を提出するものでござ

ざいます。

次に、第6号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与について改定するため、入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第7号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算でございますが、令和2年度の当初予算を定めたいので、地方自治法第96条第1項第2号の規定より、提出するものでございます。

最後に、第8号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結についてでございますが、入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**斉藤隆浩議長** 以上で議案の上程を終了いたします。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

玉田消防長。

○**玉田幸三消防長** 第1号議案 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

この専決処分の内容でございますが、令和元年6月27日第3回臨時議会におきまして、財産の取得について議決をいただきました38メートル級はしご付消防自動車の取得予定期限につきまして、変更をする必要が生じました。これは、本年1月31日に受注者である株式会社モリタテクノス東日本営業部部長小林功から納車が遅延する旨の報告がございました。しかし、契約を変更するには議会の議決が必要であるため、事務組合の臨時議会の開催について計画をいたしましたが、取得予定期限が令和2年2月25日であり、構成市町の事業日程や議会の開催状況を踏まえ、やむなく管理者による専決処分とさせていただきました。取得予定期限を令和2年3月31日に変更をさせていただいたものです。なお、納期が遅れることによる管内の体制ですが、近隣消防にはしご車の応援出動の依頼をさせていただいて対応をしているところでございます。また、明日27日の午前中に納車される予定でございます。

以上が第1号議案 専決処分の承認を求めることについての説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**斉藤隆浩議長** これより質疑に入りますが、会議録の調製上、発言はマイクに向かって行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第1号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第1号議案を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○ 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は承認されました。

続きまして、第2号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

玉田消防長。

○ 玉田幸三消防長 第2号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）

につきましてご説明を申し上げさせていただきます。

恐れ入りますが、お配りいたしました参考資料の1、令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第3号）概要を御覧ください。参考資料1の補正予算（第3号）の概要でございます。

初めに、今回の補正予算は歳入歳出の補正でございます。補正予算額につきましては、1の歳入歳出予算の補正（1）、歳入歳出予算補正額にございますとおり、歳入歳出予算の総額に160万6,000円を追加し、補正後の総額を44億2,751万9,000円とするものでございます。

次に、（2）の歳入の内容でございますが、消防施設整備協力金といたしまして、富士見市内の病院及び三芳町内の倉庫業者から協力金の合計額190万6,000円、当初予算額が30万円、

補正額が160万6,000円、補正後の合計金額が190万6,000円でございます。

続きまして、(3)の歳出の内容でございますが、2業者からの協力金の納付に伴い、160万6,000円を消防装備近代化基金積立金への補正でございます。当初予算額が33万4,000円、補正額が160万6,000円、補正後の合計金額は194万円でございます。

次に、2、繰越明許費の補正でございます。東消防署富士見分署庁舎建設事業として430万8,000円の補正でございます。電柱の移設及び上下水道に係る負担金等の支払いが年度内では困難となったため、繰越明許するものでございます。

以上が第2号議案 令和元年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算(第3号)の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**斉藤隆浩議長** これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

川畑議員。

○**7番川畑勝弘議員** 7番、川畑です。よろしくお願いいたします。

ただいまこの補正予算について説明がありましたが、この予算書を見させていただいて、今説明があったから具体的な中身が分かるわけですが、予算書だけを見ると、実際寄附額が幾らだったのかというのがなかなか見えづらいのかなというふうに思います。実際今回、補正予算が組まれた額としては160万6,000円ということですが、寄附額は190万6,000円ということの説明がありました。実際、予算を組むに当たっては、確かに30万という予算を組んでいる中で、それを差し引いて、最終的な合計で補正を組んで、それでなおかつ足して合計という流れになるかというふうに思うわけですが、実際もう少し分かりやすくできないのか、その点について伺えればと思います。

○**斉藤隆浩議長** 消防長。

○**玉田幸三消防長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

科目設定で基本的には1,000円単位で設けているのが非常に多いところではございますが、今回はこの歳入項目の一般寄附金の30万円の積算根拠ということで、寄附金という性質を考慮いたしまして、ある程度まとまった額を計上させていただくことにより、獲得へ向けての我々のほうの努力目標とさせていただいて、この金額を組ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○**斉藤隆浩議長** ほかに。

塚越議員。

○**14番塚越洋一議員** ご寄附いただいた方には感謝申し上げたいと思います。

協力金ですので、任意寄附というところになると思うのですが、最近のご協力の状況、昔

と違って大変困難になっていると思うのですが、どのような状況でしょうか。要綱設定ですね。

○ 斉藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 最近の状況でございますが、過去、平成28年度、29年度、30年度においては寄附はいただくことができませんでした。

以上でございます。

○ 斉藤隆浩議長 塚越議員。

○ 14番塚越洋一議員 想定されている対象案件との関係ではどんな感じでしょうか、過去ですね。

○ 斉藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 建築基準、建物を建てる時にこの協力金においては、高さを15メートル以上、または5階以上の建物が建つときに協力金を1平米当たり500円でご依頼というか、協力をお願いしているところでございますが、目標を定めて最初から幾らというのはなかなか立てづらいところがございます。そういった建築だとかがあったときに、こちらのほうでお願いをしている状況が現在の状況でございます。

以上です。

○ 斉藤隆浩議長 塚越議員。

○ 14番塚越洋一議員 なかなか困難な中お願いしていただいて応えていただいたということには感謝申し上げたいと思うのですが、15メートル以上で5階建て以上という案件は、毎年管内にできているわけで、そういう点でこの協力金制度そのものの存続が非常に難しくなっているという状況があると思いますが、やはりこの制度の目的からして、今後もできるだけ趣旨をよく徹底していただいて、ご努力をお願いしておきたいというふうに思います。

○ 斉藤隆浩議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第2号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第2号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○齊藤隆浩議長 挙手全員でございます。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

○渋川 久事務局長 第3号議案 入間東部地区事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、地方自治法の改正に伴い行うものでございます。

第3条は、文言を整理するものでございます。

第6条は、地方自治法の改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたことから改正するものでございます。

次に、附則では、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第3号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

渋川事務局長。

○渋川 久事務局長 第4号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。

初めに、第1条関係につきましてご説明申し上げます。令和元年人事院勧告では、一般職員の勤勉手当の支給月数が0.05月引上げとなっております。この職員の給与改定を踏まえ、議員の期末手当の支給月数についても0.05月引上げ、年間支給月数を職員と同様に4.5月とするものでございます。

また、引上げ分の支給月につきましては、職員と同様に、令和元年度は12月期に配分するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当につきましては、職員と同様に6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分するものでございます。

次に、施行期日につきましては、第1条関係は公布の日とし、適用は令和元年12月1日からとし、第2条関係は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、今回の改定に伴う影響額につきましては1万3,000円となっておりますが、こちらの予算措置は、既定予算内での対応としてございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、会議規則第37条

第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○齊藤隆浩議長 挙手多数であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

渋川事務局長。

○渋川 久事務局長 第5号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。

初めに、第1条関係につきましてご説明いたします。令和元年人事院勧告に伴う職員の給与改定を踏まえ、管理者及び副管理者の期末手当の支給月数についても0.05月引上げ、年間支給月数を職員と同様に4.5月とするものでございます。また、引上げ分の支給月につきましては、職員と同様に令和元年度は12月期に配分するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、令和2年度以降の期末手当につきましては、職員と同様に6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

次に、施行期日につきましては、第1条関係は公布の日とし、適用は令和元年12月1日からとし、第2条関係は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、今回の改定に伴う影響額につきましては4,000円となっておりますが、既定予算内の対応としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 斉藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第5号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○ 斉藤隆浩議長 挙手多数であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

渋川事務局長。

○ 渋川 久事務局長 第6号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書を御覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和元年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえ、給与改定を行うものでございます。

それでは、初めに、第1条関係につきましてご説明申し上げます。第27条第2項では、令和元年人事院勧告を踏まえ、一般職員の勤勉手当の支給月数を0.05月引上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.5月とするものでございます。また、引上げ分の支給月につきましては、令和元年度は12月期に配分するものでございます。

次に、別表第1につきましては、人事院勧告を踏まえ、給料表を改定するものでございます。改定内容といたしましては、初任給及び若年層の給料月額を引上げ、平均改定率は0.14%となっております。

続きまして、第2条関係につきましてご説明申し上げます。第13条では、人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえ、住居手当を改定するものでございます。家賃に係る住居手当では、家賃額の下限を4,000円引上げ1万6,000円とし、手当額の上限を1,000円引上げ2万8,000円とするものでございます。また、自宅に係る住居手当では、国県及び構成市町の動向を踏まえ、経過措置を設けた上で廃止するものでございます。

第27条では、令和2年度以降の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数が均等になるように配分するものでございます。

次に、附則の第1項では、施行期日を第1条関係は公布の日とし、第2条関係は令和2年4月1日からとしてございます。附則第4項では、家賃に係る住居手当の改定に伴い、手当額が2,000円を超える減額となる者に対しての経過措置を規定してございます。附則第5項では、自宅に係る住居手当を段階的に廃止する経過措置を規定してございます。

なお、給与改定に伴う今年度の影響額につきましては796万2,000円となりますが、この予算措置は、既定の予算内で対応してまいります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第6号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算を議題といたします。

担当者に議案内容について説明をさせます。

渋川事務局長。

○渋川 久事務局長 第7号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料7の令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算概要をお願いいたします。参考資料7の予算概要でございます。

初めに、1の予算概要でございますが、令和2年度予算の歳入歳出総額は45億8,845万1,000円となり、前年度と比べ1億8,566万7,000円の増、率にして4.2%の増となっております。前年度と比べ増額となった主な要因は、2か年の継続事業で行っている東消防署富士見分署庁舎建設事業の本格化に伴うものでございます。一方で、前年度と比べ減額となった主な要因は、38メートル級はしご付消防自動車購入費の皆減が挙げられます。

次に、2の歳入予算の主な特徴につきましてご説明申し上げます。

(1)、分担金及び負担金の組合市町負担金は、東消防署富士見分署庁舎建設事業では地方債を最大限活用したことや38メートル級はしご付消防自動車購入費の皆減などにより、前年度比1億226万3,000円の減となっております。

(2)、使用料及び手数料の斎場使用料のうち火葬場使用料は、高齢人口の増加に伴う火葬件数の増加に伴い、前年度比670万3,000円の増を見込み、葬儀式場使用料は葬儀の在り方の変化に伴い、前年度比889万3,000円の減を見込んでおります。

(3)、県支出金の消防・救急体制整備費補助金は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会警戒におけるテロ対策資機材の購入に対し1,403万3,000円を見込んでおります。補助率は10分の10でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。(4)の組合債の富士見分署庁舎建設事業債は5億6,450万円、富士見分署出動経路(国道)整備事業債は1,750万円と見込み、地方債メニューは、構成市町の財政負担を考慮し、充当率、地方交付税措置率の点で有利な緊急防災・減災事業債及び低利での借入れが可能な埼玉県ふるさと創造貸付金の活用を最大限図っております。

次に、3の歳出予算の主な特徴につきまして、予算科目別にご説明いたします。

初めに、(1)、一般管理費の予算額は、前年度比2,054万円の増となっております。主な増額要因は、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画策定業務委託料997万7,000円の皆増が挙げられます。

(2)、し尿処理費は、前年度比1,778万8,000円の減となっております。主な減額要因は、バイオガス施設への浄化センター処理水の供給に伴い下水道使用料等が前年度比686万9,000円の減となったほか、浄化センターフェンス等改修工事1,307万8,000円の皆減が挙げられます。

(3)、斎場管理費は、前年度比2,035万8,000円の増となっております。主な増額要因は、施設の老朽化に伴う火葬炉設備修繕箇所の増加や中央監視装置の更新により修繕料が前年度比1,926万円の増となっております。

また、しののめの里の指定管理料は、前年度とほぼ同額となりましたが、近年の火葬件数の増加を踏まえ、1日当たりの火葬件数を13件から14件に増やしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。(5)、警防費は、前年度比1億8,808万8,000円の減となっております。主な増額要因は、小型水槽付消防ポンプ自動車購入費5,363万2,000円が皆増となった一方、減額要因として38メートル級はしご付消防自動車購入費2億4,520万1,000円が皆減となっております。

続きまして、(7)、消防署費は、前年度比734万2,000円の増となっております。主な増額要因は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会警戒におけるテロ対策資機材購入費1,403万3,000円及び水難救助用ボート購入費63万8,000円が皆増となっております。

(8)、消防施設費は、前年度比3億9,594万3,000円の増となっております。主な増額要因は、東消防署富士見分署庁舎建設事業の本格化に伴うもので、令和2年度の事業費総額は6億741万5,000円となっております。

(9)、消防団費では、各消防団に水難救助用ボート各1艇を購入する費用を計上しております。ふじみ野消防施設費では、第6分団普通消防ポンプ自動車更新費用として2,155万9,000円を計上しております。三芳消防施設費では、第1分団車庫改築工事費として990万円を計上してございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑の方法については、歳入については一括して、歳出については、消防費は項ごとに、それ以外は款ごとに行います。

初めに、歳入について一括して質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

塚越議員。

○14番塚越洋一議員 歳入のほうでオリンピック関係のほうの歳入が入っていますが、この辺はお話がなかったのですが、延期という方向が出ているので、予算上のちょっと説明をしておいていただきたいと思います。

○斉藤隆浩議長 消防長。

○玉田幸三消防長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

東京オリンピック及びパラリンピック競技大会の埼玉県内で開催される競技会場における消防・救急体制の充実強化のための応援活動を行うため、必要な資機材購入費用として、令和2年度当初予算に計上させていただきました。埼玉県の交付金を充てる事業であることから、埼玉県の指示を受けて、適切に今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○斉藤隆浩議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○斉藤隆浩議長 以上で歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出、款1 議会費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

議会費の質疑を終了いたします。

次に、款2 総務費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

川畑議員。

○7 番川畑勝弘議員 7 番，川畑です。

この一般管理費の中で全体の職員のことについてちょっと伺いたいなというふうに思います。例えば消防の年報を見ますと、年報の中で、基準消防力、現有消防力の比較というのがあります。そういった中で、充足率が示されているわけですが、今年度はまだ出ていないので、前年度示されている充足率、いつも私も言っているのですが、予防要員でいけば58.3%とか、消防隊員でいくと69.6%だよということで、前年度示されています。そういった中身を踏まえて、今年度どのようにこの現有消防力を高めていくということを考えてきたのか伺いたいと思います。

○斉藤隆浩議長 消防長。

○玉田幸三消防長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま予防要員につきましては、パーセンテージで58.3%，前年度の回答にはなっていますが、現在の取組といたしましては、この予防要員というのは日勤者で専従で予防業

務に当たっている人間のみをカウントしております。実際に消防隊のほうの立入検査であり予防業務に携わる部分はここにはカウントされておられません。消防といたしましては、今後消防隊員のスキルを向上させることによって、この部分を補っていきたいと考えております。また、今年度におきましても年度内に数回、消防隊員に対する予防業務研修会を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○ 斉藤隆浩議長 川畑議員。

○ 7 番川畑勝弘議員 この充足率全体で、今予防要員の関係で伺いましたが、全体でいくと75.94%という充足率になります。実際、基本的に消防力が必要だということから考えると、少し低いパーセンテージになっているのかなというふうに思いますが、その点についてどのように考え、今年度の予算ということで反映してきたのか伺います。

○ 斉藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 お答えをさせていただきます。

今年度の予算内ではすぐにこの充足率を解決していくというところまでは至っておりませんが、今後、先を見詰めまして、管理者等といろいろ相談をしながら、充足率を上げていく方向には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 斉藤隆浩議長 川畑議員。

○ 7 番川畑勝弘議員 今年度につきましては、救急隊も増えるということではあるのですが、全体として、消防隊員も少ないという状況です。人口が増えていく中で、やはりこの充足率というのは高めていかないと見切れないというのが事実あるかというふうに思います。実際、だから、増やしていくということは考えていかなければいけない課題かなというふうに思いますので、その点について再度伺えればと思います。

○ 斉藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 充足率を上げるためにはやはり職員の雇用といったところを考えていかなければなりません。今現在、管内において確かに充足率のみを見ますと人数が足りないといった部分ではありますが、職員のほうにもいろいろと頑張っているところがあり、しばらくの間はこの状態でも行けるのかなと考えております。

以上です。

○ 斉藤隆浩議長 川畑議員。

○ 7 番川畑勝弘議員 あと、先ほど管理者の施政方針が出されました。その中でも埼玉県消防学校救急科への入校、またはそれぞれの研修とか様々な派遣をしなければいけないという状況にあります。そうなってしまうと、そこに関わっている消防隊員、救急隊員、その辺が少

なくなってしまうという課題が出てくると、ずっと議会でも指摘をしてきたところでありますが、その点についての改善はどう図ってきたのか、その点について伺います。

○齊藤隆浩議長 消防長。

○玉田幸三消防長 講習等に参加する場合の人員の確保の関係なのですけれども、講習等には非番、週休日にあてがって講習のほう参加しておりますので、基本的に当直隊のほうの人員が減になるようなことはなるべく避けるようにはしております。中にはどうしても当直隊の勤務の中で研修に参加するような場合もございます。その場合には、そこが人が足りないのであれば、他の署々から職員を異動させて対応させていただいているところでございます。

以上です。

○齊藤隆浩議長 ほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 総務費の質疑を終了いたします。

次に、款3衛生費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

本名議員。

○15番本名 洋議員 15番、本名です。2点ほどお伺いいたします。

まず、1のし尿処理費についてですが、浄化センター、昨年台風でかなり危険な状態になったと思うのですが、その水害対策、令和2年度、この予算書で見るとちょっと確認できなかったのですが、新たな水害対策を考えていらっしゃるのか、検討されたのかどうかお伺いしたいという点と、もう一点は……

○齊藤隆浩議長 一問一答をお願いします。

○15番本名 洋議員 一問一答。はい、分かりました。お伺いいたします。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋谷 久事務局長 まず、浄化センターの浸水対策でございますが、まず今年の予算で緊急的に土のう、止水板、遮水シートを装備いたしました。令和2年度につきましては、特に計上はございませんが、一応これから台風シーズン迎えまして、実際に設置してみまして、もし足りなければ既定の予算の中で引き続き対応してまいりたいと思っています。

○齊藤隆浩議長 本名議員。

○15番本名 洋議員 とりあえず対策は取ったけれども、これからもその点は十分考えていくということでお伺いいたしました。

続きまして、斎場管理費のところ、しののめの里ですが、今年度、修繕料かなりかかっております。年々増えてきているのかなというふうに感じます。先ほども管理者の挨拶の中でも計画的に修繕を実施していくということでお伺いしましたので、ぜひそのとおり進めて

いつていただきたいのですけれども、今後の見込み、またこれからもこの修繕料が増えていくのか、あるいは大規模修繕はいつ行うのか、今後の計画についてお伺いいたします。

○ 齊藤隆浩議長 事務局長。

○ 洪川 久事務局長 しなのめの里は供用開始から12年たちまして、設備類の更新が喫緊の課題になっています。そのような中で、先ほど説明で申し上げましたが、来年度、公共施設等総合管理計画と個別施設計画をつくってまいります。その中でしなのめの里につきましても、現状の劣化調査をしまして、どのような延命化計画にするか、時期をいつにするか、その計画の中でしっかりと検討してまいりたいと思います。

○ 齊藤隆浩議長 ほかに。

塚越議員。

○ 14番塚越洋一議員 これは、明細書の12ページの上のほうなのですが、業務委託料でし尿収集運搬業務委託料ということで3,716円掛ける107世帯と3,960円掛ける159世帯という予算計上ですが、構成団体別の数字が分かりましたら、積算根拠をお願いします。

○ 齊藤隆浩議長 暫時休憩します。

.....

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時13分

.....

○ 齊藤隆浩議長 再開します。

事務局長。

○ 洪川 久事務局長 すみません。今手元に細かい資料はございませんので、こちらは2市1町合計の数字になってしまいます。申し訳ございません。

○ 齊藤隆浩議長 塚越議員。

○ 14番塚越洋一議員 組合ですので、一応確認してみたのですが、よろしく願いいたします。

それで、特に私のほうで関心を持っているのは、今年の予算編成に当たって、昨年1年間やってみて、公共下水道があるにもかかわらずみ取りになっているところの分がどの程度こちらに入ってきているかというところなんです。その辺についてのデータの押さえはされていますか、どうなのですか。構成団体の下水との連携においてのその業務量の把握という点で、どんなふうになっているのか、分かりましたらお願いします。

○ 齊藤隆浩議長 事務局長。

○ 洪川 久事務局長 公共下水道が完備されて接続していないというのがあって、近年ですと、建物の建て替え等があれば接続すると思うのですが、私どもとしましてはそのし尿の件数は承知しておりますが、その家庭が接続できるかどうかというのは、ちょっと私どもはそこ

まで承知しておりませんので、その辺りは構成市町に確認してまいりたいと思っております。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 受けるほうですけれども、ぜひトータルで押さえて業務を進めていただきたいと思います。

それから、浄化センターの運転管理業務委託料が1か月当たり330万5,722円掛ける12月掛ける1.10、消費税ということで積算していますが、もとの数字の積算根拠はどういう根拠になっていますか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 こちらにつきましては、項目は幾つか分かれてございます。内容につきましては、まずはその運転管理の人件費の関係、また各種点検整備の関係、そのほか各種測定業務、それぞれ項目を積算いたしまして、この数字としてございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 積算に当たっては、発注者側の単価を把握しての積算という方法と、業者からの参考見積りを取る方法がありますが、両方やっているのですか、どちらかですか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 こちらにつきましては、プラントメーカーから出された参考見積りにつきまして、その増減について内訳を分析した上で予算計上してございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 こういうケースはなかなか難しいと思うのですが、参考見積りの際は類似団体比較とか他業者比較というので比較検討の作業はどういうふうに行われていますか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 私どものプラントは地下水でその処理水を希釈するということで、あまり同じような、小さな規模ですので、なかなか類似団体ございませんが、朝霞地区一部事務組合が、あそこが参考になりますので、その辺りと数字の突き合わせはしてありませんが、金額の増減については情報交換しながら適正な価格を算定している状況でございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 今後とも適正価格を維持できるように努力していただきたいと思います。

それで、先ほどの質問の続きなのですが、この業務は水を隣のバイオガスのほうに、完成すれば本年度も使ってもらわねえです。それで、水害対策の質問があつて、応急対策なことは、いわゆる令和元年度予算で対応したけれどもというので、抜本的な対策の費用が今回計上されていせんが、バイオガスとの契約で、さっきの歳入のところだと一定の数字も出てきているのですけれども、もし水害等でこの施設が長期に運転不能になった場合、ちょっとそこが心配なのですが、今年の予算編成に当たっては、そこらはどんなふうに見つめられたの

でしょうか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 まず、暫定的な対応として、まず施設の設備に水が入らないような装備につきましては確保いたしました。が、ちょうどバイオガス施設が建ちまして、あちらの水の関係がどちらに流れるかとか、その辺の水の流れもしっかり確認いたしました。また今、将来駐車場用地になる部分については、当初はアスファルト舗装を考えておりましたが、そちらについては砂利の舗装で、より施設の水が下に浸透するような形で、今できる範囲でいろいろ検討を進めてきたところでございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 想定外の事態になってまいりますと、多分当組合としても損失が発生するのではないかと懸念があるのです。基本協定があると思いますが、私もそれを全部見ておりませんけれども、やはり相手がある話でこの予算が成り立っているということでございますので、そこはしっかりお願いしたいというふうに思います。いわゆるリスクを管理していただきたいということです。

続いて、衛生費の中で、12年経過したしののめの里について、火葬炉設備修繕約4,000万円の計上をされていますが、この4,000万円の見積りについてはどんな形で見積りをされましたか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 こちらも火葬炉メーカーから提案をいただきまして、まず火葬炉メーカーから単年度ではなくて長期のスパンで、10年スパンぐらいでこういう修繕をやっていくということで最初に提案をいただきまして、それに基づいて実際に火葬炉等の劣化調査をして、内容を入れ替えております。

具体的に申し上げますと、今回、4,000万円の内訳としましては、火葬炉の耐火材の全面交換で1,100万円余り、そのほか10年過ぎましたので、燃焼バーナーの交換ですとか排ガス分析装置の交換ですとか、その時々で傷んだ部分をピックアップして、計画的に修繕はしております。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 というと、業者からの見積りを取って予算計上ということだと思うのですが、見積額の妥当性を確認する作業はどんな形でされていますか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 私どもの火葬炉については、大きな火葬炉メーカーがやっておりますので、斎場につきましても公共団体同士での意見交換の場がございますので、職員もその都度他の火葬場に行きまして、そこで意見交換をして、金額の妥当性については常にチェックをして

いる状況でございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 どうもご苦労さまです。そういう専門的なものは、比較検討するしか多分方法がないと思うのです。そこのところを抜かりなく徹底してお願いしたいと思います。

それから、13ページになりまして、委託料でしののめの里指定管理料の計上がございます。管理事業者も代わられたということですが、この執行に当たっての本年度のモニタリング体制どんなふうにこの執行に当たってやっているのでしょうか、お答えください。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 まず、私どもが示した発注仕様書がどう履行されているかということで、今議員から質問のあったモニタリングでございますが、基本的には、まず月次の報告の確認ということで、職員が現場に赴きまして、指定管理者からのその月の報告を受けております。そのほかモニタリングとしましては、四半期ごと、また年度で1年間を総括しております。指定管理でございますが、今新型コロナですとかいろいろございますので、指定管理者と十分いろいろ連絡を取り合いながら、利用者サービスに努めているところでございます。

○齊藤隆浩議長 塚越議員。

○14番塚越洋一議員 月次確認ということですね。月次確認のやり方は、いわゆるチェックシート方式とか報告書方式とかいろいろありますが、どんな仕組みでやる予定ですか。

○齊藤隆浩議長 事務局長。

○渋川 久事務局長 四半期と年度のモニタリングは私どもの様式でやっておりますが、月次は相手側の指定管理者が示した数字で、内容についてはその件数ですとか使用料の内訳ですとか、火葬の名簿等々で、こちらについては指定管理者が作ったものになります。

○齊藤隆浩議長 ほかに。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 衛生費の質疑を終了いたします。

次に、款4消防費、項1常備消防費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

常備消防費の質疑を終了します。

続いて、款4消防費、項2非常備消防費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

塚越議員。

○14番塚越洋一議員 非常備消防費なのですが、昨年、台風のときの災害で消防団にも大変活躍

していただきまして、本当に頭が下がる思いでございます。今年もあのような台風が来ないという保証はございませんので、当然様々な活躍をせざるを得ないような事態が想定されると思います。

そこで、この安全確保の機材については予算計上はされていますが、機材はそうなのですが、機材と同時に一定の研修や訓練が非常備についても必要だと思うのですが、さっき説明の中で若干触れられていますが、もうちょっと具体的にそのところ、安全確保のいわゆる訓練、研修を含めて執行をどんなふうと考えてられるか、ありましたらお願いします。

○ 斉藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

災害等における安全対策については、今年はポーターボートというものを各分団のほうに購入を積算させていただきました。これの取扱い等について、消防といたしましては、まず人命救助を第一優先とさせていただいておりますので、この分について今年度は消防団のほうの訓練といたしましては、このボートを使つての救助・救出訓練のほうを計画的に研修を行う予定で現在進めておるところでございます。

以上です。

○ 斉藤隆浩議長 ほかに。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 非常備消防費の質疑を終了いたします。

次に、款5 公債費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

公債費の質疑を終了いたします。

次に、款6 諸支出金の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、款7 予備費の質疑を受けます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

予備費の質疑を終了いたします。

以上で歳出の質疑を終了し、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第7号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

初めに、反対の討論から許します。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

塚越議員。

○14番塚越洋一議員 第7号議案 令和2年度入間東部地区事務組合一般会計予算につきまして、賛成をいたします。

若干意見を述べさせていただきます。まず第1は、大型商業施設が今年もまたオープンする予定です。そして、前にオープンした大型商業施設も複数ございます。そして、また高層マンションの計画も進んでいますし、随分管内にもございます。ということで、予防査察業務のさらなる充実について、一層のご努力をお願いをしておきたいと思います。

職員研修の予算もありますが、この点については、そういう定時研修だけではなくて、日常的な学習の機会もきちっと保証して、お願いしておきたいと思います。

査察方法についても、やはり建築時の査察だけではなくて、その後の定期的な査察、また場合によっては抜き打ちの査察、そういうものが需要ではないかなと思います。前も申し上げましたが、商業施設などでは、通路の部分にかごをたくさん出して、通るのも大変なぐらいな状態にしているところも見受けられます。一般的にはですね。それから、また流通系倉庫についても建築時と違うようなことが起きていたという事例もあるわけです。ということで、査察業務の充実をくれぐれもお願いしたいと思います。

次に、し尿処理施設については、浸水対策の予算が今回は計上ございませんが、バイオガス施設との契約の関係もございしますので、浸水時に水の供給がストップする事態になると、想定外な状況になって、こちらの損失も発生してくると思います。ということで、これについては今年度執行する中で、一層の充実ができるように何らかの検討が必要ではないかなと思います。

また、契約業務について、委託契約についてはどうしても業者の方に参考見積りをするこ

とが多くなると思いますが、こちらについては今でも努力されていると思いますが、価格の妥当性を検証する作業、これをしっかりとお願いをしておきたいというふうに思います。

なお、常備消防の隊員の安全確保、それから非常備消防の方々の安全の確保につきまして、資材の予算計上ございました。そして、研修の機会も設けるというご答弁もございました。これは万全過ぎることがあっても結構でございますので、ぜひ事故のないように新たなこの災害多発の時代に向けての活動ができるようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○齊藤隆浩議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○齊藤隆浩議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

担当者に議案内容について説明させます。

玉田消防長。

○玉田幸三消防長 第8号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

昨年3月の定例会におきまして、議決をいただきました予算の執行でございます。今回の入札経過でございますが、事後審査型の一般競争入札として、管内業者の受注機会の確保と育成を図ることを勘案し、管内に本店または支店がある業者として実施をさせていただきました。令和2年1月31日、入札業者2社により入札を実施いたしました。1回目の入札で、予定価格の範囲内の金額提示がございましたが、2社が同価格を提示したため、くじ引により決定をさせていただきました。斎藤工業株式会社埼玉西営業所と2月13日に仮契約をしたものでございます。落札額につきましては5億830万円、税込み価格が5億5,913万円、契約期間につきましては、議会の議決をいただいた後から令和3年2月28日まででございます。

続きまして、工事の概要でございますが、お手元に配付させていただきました参考資料11を御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の参考資料、これはA3判両面刷り、右下にナンバーで表示されましたページ数及び図面名称が記載されております。1ページ目、「案内図・配置図」を御覧くだ

さい。左側の四角い表の下側でございます。字が小さくて申し訳ございませんが、計画概要表の上から２段目、所在地として、移転先の住所、富士見市大字水子字台下4060番１，２段下がりまして延べ面積，１階が庁舎棟と車庫棟を合わせまして494.5平米，２階が389.15平米，搭屋を含め合計で900.06平米です。１段下がっていただきまして，建築面積が626.5平米，さらに１段下がりまして，建物の高さが9.21メートル，その下の敷地面積が1,534.73平米でございます。

建築構造につきましては，庁舎棟が鉄筋コンクリート造，車庫棟が鉄骨造になります。右側の図面が，庁舎全体の配置図でございます。下側が国道463号線，敷地の右側が市道5227号線でございます。国道の右側がさいたま市方面になります。

裏面の２ページ目を御覧ください。１階庁舎棟の平面図になります。職員の待機室，分署長室，出動準備室，体力錬成室，倉庫，トイレが配置をされております。

次の，３ページ目が車庫棟の平面図になります。車庫の後方に，図面の右側になりますが，救急隊消毒室，乾燥室，倉庫，油脂庫を設けてございます。車両については，大型消防車両２台，救急車１台，事務連絡車１台の計４台が収まる広さとなっております。

続きまして，４ページ目が庁舎２階の平面図でございます。食堂と多目的室の間を移動式のパーティションで区画できるようになってございます。男性用仮眠室が12室，女性用仮眠室が２室，男女別シャワー室，倉庫，トイレがございます。

次の５ページ目が屋上の平面図になっております。こちらには非常用発電設備，キュービクル，空調設備の室外機を設置しております。

６ページ目には立面図と断面図，そして最後の７ページ目になりますが，これは完成イメージ図を添付させていただきました。

以上が第８号議案 入間東部地区事務組合東消防署富士見分署庁舎建設工事請負契約の締結についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

塚越議員。

○14番塚越洋一議員 大変長い間の経過がありまして，ようやくこの運びになったこと，本当にご苦労さまでございました。今回の入札なのですが，一般競争入札ということで，応札が２社だけになってしまったということがあると思うのですが，この辺の状況の把握はどんなふうに行われているのでしょうか。

○齊藤隆浩議長 消防長。

○玉田幸三消防長 ご質問にお答えさせていただきます。

この対応業者なのですが，建築関係１億円以上の工事ということで，ランクづけをＡラン

クと考えております。管内の業者といたしましては、Aランク業者として富士見市に4社、ふじみ野市に3社、三芳町のほうでは該当がございませんでした。

広報等に、各構成市町のホームページと掲示板のほうにこの一般競争入札の掲示をいたしました。そのほか消防組合のほうのホームページにももちろん掲載はしております。それと、あと建築新聞というのがございまして、そちらのほうにもこの入札関係のほうを依頼をしましたが、結果的にこの2社しかちょっと入札をしていただけなかったということになってございます。

以上でございます。

○ 齊藤隆浩議長 塚越議員。

○ 14番塚越洋一議員 昨今応札業者が少ないという傾向が一般的にあるのです。価格の公表制度、そういうものが徹底してまいりまして、大体どこでやっても入札が少なくて、最終的にはくじ引というのが一般的な状況になっているのですけれども、こういう状況で今回の価格は私は適切ではないかなというふうに思いますが、ただ改善の余地はあるのではないかと思います。その辺は、改善の余地は構成団体と一緒にぜひ考えていただきたいと思います。どんなふうに考えますか。

○ 齊藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 改善の余地ということなのですが、もともと今回この建設事業につきましては、消防としては専門の課がございません。ですので、構成市町のほうにご指導を仰ぎながら対応させていただいているところでございます。今後も構成市町のほうと協力をさせていただきます。いろいろと改善していければと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 齊藤隆浩議長 ほかに質疑ありますか。

川畑議員。

○ 7番川畑勝弘議員 川畑です。ようやくここまでやられたことについては、本当に大変だったなというふうに思います。

それで、1つ、先ほども説明をいただきましたが、新年度からいよいよ始まるということですが、近隣住民への説明会とかそういったのをいつ頃計画されているのか伺いたいと思います。

○ 齊藤隆浩議長 消防長。

○ 玉田幸三消防長 お答えさせていただきます。

地元住民の方への説明会なのですが、当初4月4日、土曜日なのですが、計画をしておりましたが、このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、先日、5月16日のほうに延期をさせていただいております。

以上でございます。

○ 斉藤隆浩議長 ほかに。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第8号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 斉藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○ 斉藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 委員会提出議案審議

◎委第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することについて

○ 斉藤隆浩議長 日程第5、委員会提出議案審議を行います。

委第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することについてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

川畑委員長。

○ 川畑勝弘議会運営委員長 それでは、提案理由及び内容説明をさせていただきます。

委第1号議案 管理者の専決処分事項の指定の一部を改正することにつきまして、別紙のとおり、入間東部地区事務組合議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出者は、私、議会運営委員会委員長川畑でございます。

提案理由につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理をするため、管理者の専決処分事項の指定の一部を改正したいので、この案を提出するもの

でございます。

改正内容につきしては、地方自治法の改正に伴う引用条項の条ずれに伴う整理でございます。

また、附則におきまして、議決の効力は、令和2年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○ 齊藤隆浩議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております委第1号議案については、委員会提出議案です。よって、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略します。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより委第1号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○ 齊藤隆浩議長 挙手全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 閉会中の継続調査の申出

○ 齊藤隆浩議長 日程第6，閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○ 齊藤隆浩議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

- 齊藤隆浩議長 挨拶のため管理者から発言を求められていますので、これを許可します。

星野管理者。

- 星野光弘管理者 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、ただいま上程をさせていただきました全ての議案につきまして、慎重なる審議を、またご可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

いただきましたご意見、またはご提案につきましては、今後の組合運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、今後におきましても管内における住民の安全と安心、そして衛生的な生活環境の確保を図るため、職員一丸となり業務に邁進してまいります。議員の皆様におかれましては、ご健康にご留意され、より一層のご指導と、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

△閉会の宣告（午前11時45分）

- 齊藤隆浩議長 お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 齊藤隆浩議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回入間東部地区事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。